

インフルエンザ予防接種代給付事務手続き

JA福島共助会

インフルエンザ予防接種代給付要領に基づく事務手続きは次による。

1. 給付の対象 会員および共助会に登録されている会員の被扶養者（1親等のみ）が接種したインフルエンザ予防接種を対象とし、平成23年10月接種分より医療給付金として給付を行う。
2. 請求方法 「共助会総合保険インフルエンザ予防接種代給付金請求書」（様式2号-③）に領収書を添付し、請求するものとする。
インフルエンザ予防接種代とわかる領収書の原本を使用し請求すること。
ただし、インフルエンザ予防接種代が保険適用分の医療費と同じ領収書内に証明されている場合には、インフルエンザ予防接種代の請求には、コピーした領収書を使用できるものとし、保険適用分の医療費（原本の領収書使用）とインフルエンザ予防接種代（コピー領収書使用可）についてそれぞれ請求書を作成するものとする。
3. 請求期限 請求は、接種後3年以内とし、3年を経過した請求は給付対象外とする。
4. 決 定 毎月5日を締切日とし、他の医療給付金と同様に審査の上、給付金を決定するものとする。
5. 送 金 決定となった給付金は、毎月25日に他の医療給付金と同様に個人の口座（個人の口座の設定がない団体は、団体の口座）へ送金する。
25日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。
6. 注 意 事 項
 - （1）インフルエンザ予防接種代は、医療給付金に属するので、給付を受けた場合には、平成19年3月末で保証されている脱退給付金（現在まで医療費を請求していない平成19年3月以前からの加入者への保証）は、給付対象外となるので注意すること。
 - （2）病気療養以外の事由（育児休暇等）による保険料免除に該当している会員は、免除期間中に接種したインフルエンザ予防接種代は給付対象外となる。
 - （3）市町村等からインフルエンザ予防接種費用の一部助成がある場合には、その助成金額を除いて請求すること。
なお、助成がある場合で、重複した給付を受けたときには、給付金の一部が返還対象となる。
 - （4）市町村等の接種費用の助成に関する取扱いにより、当会へ請求できない場合は給付対象外となる。
7. そ の 他 この事務手続きは、令和3年4月1日から適用する。